

令和3年6月1日

みんなの市税

編集・発行 福岡市財政局税制課 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

目次

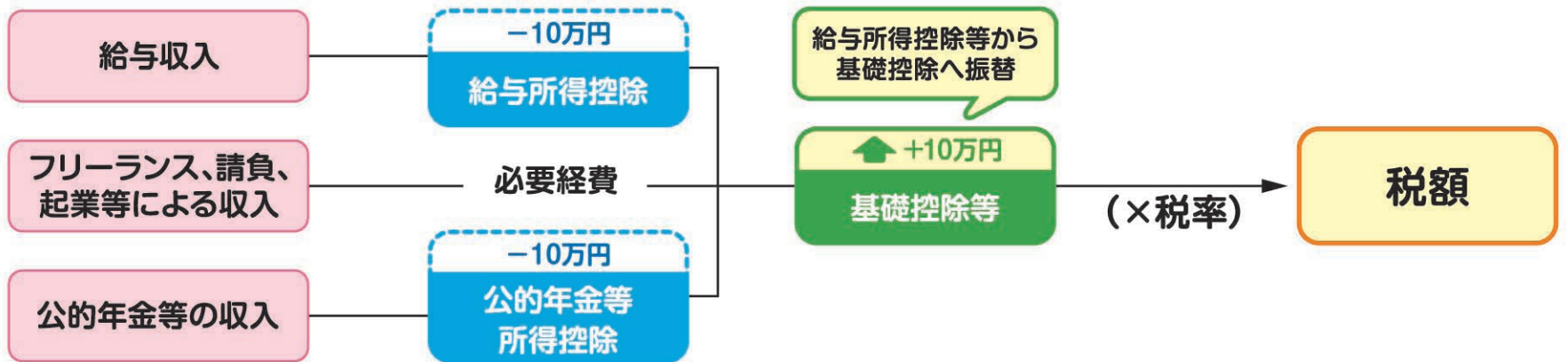
- 1 個人市民税の控除の見直しについて
- 2 土地の固定資産税等の負担調整措置について
- 3 市税に関する証明(所得証明等)について
- 4 市税の便利な納付方法のご案内
- 5 令和2年度中学生の「税についての作文」受賞者紹介
- 6 市税に関するお問い合わせ先

1 個人市民税の控除の見直しについて

1 給与所得控除・公的年金等所得控除・基礎控除の見直し

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等所得控除が見直され、基礎控除に振り替えられるなどの改正がされました。

給与所得控除や公的年金等所得控除の引き下げについては、基礎控除が同額引き上げられるため、**原則税額は変わりません。**



計算例 (給与収入400万円の方で基礎控除のみの場合)

	給与収入	給与所得控除	所得	基礎控除	課税の対象となる所得	
令和2年度	400万円	- 134万円	→ 266万円	- 33万円	= 233万円	} 変わりません
令和3年度	400万円	- <u>124万円</u> -10万円	→ <u>276万円</u>	- <u>43万円</u> +10万円	= 233万円	

2 未婚のひとり親に対する控除の創設と寡婦(夫)控除の見直し

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下の改正が行われました。

- (1) **未婚のひとり親**の方で生計を同じにする子どもがいる場合、「ひとり親控除」(控除額30万円)が適用されます。
(ただし所得が500万円以下の方のみ)
- (2) 寡夫控除(控除額26万円)は、(1)の「ひとり親控除」(控除額30万円)に変わります。
- (3) (1)の未婚のひとり親に該当しない寡婦の方には、引き続き寡婦控除(控除額26万円)が適用されます。
(ただし所得が500万円以下の方のみ)

令和2年度

事由	死別・行方不明		離別		未婚
	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下
本人所得	26	-	26	-	-

令和3年度から

事由	死別・行方不明		離別		未婚
	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下
本人所得	30	廃止	30	廃止	30

【寡夫控除】 (本人が男性)	扶養親族	有	子	令和2年度		令和3年度から	
				26	-	30	廃止
【寡婦控除】 (本人が女性)	扶養親族	有	子	30	26	30	26
			子以外	26	26	26	26
		無	26	-	-	-	-

新規に「ひとり親控除」を適用(性別・婚姻歴の区別なし)

扶養親族	有	子以外	令和2年度		令和3年度から	
			26	廃止	26	廃止
扶養親族	有	子以外	26	廃止	26	廃止
		無	26	-	-	-

一定の条件に該当する場合に「寡婦控除」を適用

個人市民税(普通徴収)の納税通知書は6月11日(金)発送予定です。

個人市民税の控除の見直しに関するQ & A

Q1 控除の見直しによって税額は上がりますか？

A1 給与収入のみで850万円以下の方、または公的年金収入のみで1,000万円以下の方は、原則として、所得が10万円上がりますが、所得から差し引く基礎控除が10万円増えるため、課税の対象となる所得は変わりません。このため、**税額に影響はありません。**

ただし、合計所得金額が2,400万円を超える場合は、基礎控除が減少し、2,500万円を超える場合は基礎控除がなくなるため税額が上がることになります。

Q2 給与収入が850万円を超えていますが、必ず税額が上がりますか？

A2 給与収入が850万円を超えている方は、給与所得控除の上限額が見直されたので、税額が上がることになります。

しかし、23歳未満の扶養親族がいる方、本人または同一生計配偶者または扶養親族に特別障害者に該当する方がおられる場合には、「所得金額調整控除」という一定の負担軽減措置がとられています。

Q3 給与収入と年金収入があり、それぞれ所得が10万円上がる場合に、基礎控除が10万円しか増えなければ、税額上がるのではないですか？

A3 給与収入と年金収入の両方がある場合には、負担が増えないよう、給与所得がさらに引き下げられる措置があるため、**税額に影響はありません。**

Q4 家族の扶養に入っていますが、所得が上がることで扶養に入れなくなりますか？

A4 所得が上がる分、扶養親族の所得要件も引き上げられています。

令和2年度まで → 所得38万円以下(給与収入に直すと103万円)であれば扶養に入れます。

令和3年度以降 → 所得48万円以下(//)であれば扶養に入れます。

このため、例えば給与収入が103万円以下で変わらなければ、引き続き扶養に入ることができます。

Q5 「ひとり親控除」及び「寡婦控除」は「未届けの夫や妻」がいる場合も適用できますか？

A5 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は「ひとり親控除」及び「寡婦控除」は**適用できません。**

2 土地の固定資産税等の負担調整措置について

土地の固定資産税・都市計画税は、評価額の上昇による急激な税負担の増加を避けるため、負担調整措置が取られており、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、**令和3年度に限り、負担調整措置により税額が増加する土地については、前年度の税額に据え置く特別な措置が取られています。**

なお、令和2年中に地目変換等により土地の状況が変わった場合は、税額の見直しを行っています。

3 市税に関する証明(所得証明等)について

令和3年度の所得証明書は、個人市県民税が普通徴収の方及び公的年金からの特別徴収の方は6月11日(金)から発行します。(個人市県民税が非課税の方及び給与からの特別徴収の方は5月19日(水)から発行しています。)

1 証明を請求できる方

個人や法人の秘密に関わることで、原則として次の方に限られます。

- (1)本人(相続人、納税管理人も含まれます。また、相続人等であることを証明する書類が必要です。)
- (2)本人の委任状等を持参した人(ご家族の場合でも委任状が必要です。)*委任状は作成日から3カ月以内のもの
- (3)法人の代表者(代表者以外の方が請求される場合は法人印及び代表者の職印が必要です。)
- (4)借地人、借家人(評価証明書の請求に限ります。賃貸借契約書及び賃借料の直近の領収書をご持参ください。)
*転借人の場合は、必要な書類等が異なる場合があります。詳しくは各窓口にお問い合わせください。

2 請求に必要な書類等

請求される方は、次のいずれかを必ずご持参ください。

請求される方	必要書類(本人確認書類)
個人	・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・健康保険証 ・国民年金手帳 ・住基カード(写真付) ・在留カード ・その他公的機関が発行した証明書
法人	・法人印及び代表者の職印 ・法人印及び代表者の職印が押印された申請書 *印鑑に法人名がない場合や法人名の表記が異なる印鑑を利用される場合は、法人印の「印鑑証明書」をご持参ください。

- *市税納付後おおむね2週間以内に納税証明書(滞納が無いことの証明書など)を請求される時は、領収書や口座振替が確認できる通帳をご持参ください。
- *個人の方の証明を委任状で請求される場合は、委任者の本人確認ができるもの(写し可)も必要です。

3 証明の種類・手数料・担当窓口

証明書の種類	手数料	担当窓口
納税証明書 市税に係る徴収金に滞納が無いことの証明書 市県民税課税・非課税証明書(所得証明書) 固定資産公課証明書・評価証明書 無資産証明書	一件 300円	・区役所 課税課 ・納税管理課(市役所北別館2階) ・早良区入部出張所 ・西区西部出張所 ・千早証明サービスコーナー(東区なみきスクエア内) ・市内34の郵便局(評価証明書及び無資産証明書を除く) *上記証明書は居住(賦課)区以外の区役所等でもお取りいただけます。
軽自動車税(継続検査用)納税証明書	無料	

4 郵便局での市税証明の発行

市内34の郵便局で、納税証明書などの証明(固定資産評価証明書及び無資産証明書を除く)を受け取ることができます。ただし、取り扱いができるのは請求者ご本人に限ります。窓口では本人確認をしますので、本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)をご持参ください。

取扱郵便局	東区	南区
	福岡東、和臼、志賀島、西戸崎、香椎御幸、福岡唐原	福岡大池、福岡松原、福岡老司、福岡柏原
	福岡八田、福岡流通センター内、福岡青葉、福岡高美台	城南区 城南、福岡堤、福岡田島三
	博多区 板付、博多南、福岡小林、福岡雑餉隈、博多月隈	早良区 福岡四箇田団地、福岡野芥、脇山、福岡原五
	中央区 福岡小笹、福岡福浜	西区 福岡孝岐、北崎、周船寺、福岡能古、玄界島、元岡

5 証明の郵送請求

郵送で証明書を請求する場合は、下記(1)~(5)の書類等を同封の上、右記「福岡市税証明郵送請求センター」宛に請求してください。

- (1)税務証明交付申請書(記載内容は右上参照)
- (2)手数料(郵便局の定額小為替)
- (3)返信用封筒(宛先を記入し切手を貼付してください。)
- (4)請求者の本人確認書類(運転免許証等)の写し
- (5)委任状(代理の方が請求される場合)
- (6)委任者の本人確認書類の写し(代理の方が請求される場合)

〒810-8620
福岡市中央区天神1丁目10番1号市役所北別館2階
福岡市税証明郵送請求センター
電話番号：711-4491
(午前9時15分~午後6時 土日祝日、年末年始を除く)



税務証明交付申請書は福岡市ホームページからダウンロードできます。「税務証明交付申請書」で検索してください。

福岡市 税務証明交付申請書

検索



6 オンラインによる証明の請求 NEW

スマホ等を使用してオンラインから証明書の申請・請求ができます。窓口での交付に加え、郵送での交付を希望することが可能です。

オンライン申請・請求に必要なもの(郵送交付希望の場合)

- (1)電子証明書機能のあるマイナンバーカード
- (2)クレジットカード(手数料の決済に必要になります)
- (3)事前に個人認証に必要なアプリをダウンロードする必要があります。

詳しい手続き方法についてはHPをご覧ください。

福岡市 税務証明 オンライン

検索



委任状の記載内容

(ご家族の場合でも委任状が必要です)

委任状 見本

(代理人)
住所
氏名 (窓口に来られる方)

私は、上記の者を代理人と定め、次の証明書の請求及び受領を委任します。

- (1)証明書の名称 ()証明
- (2)証明書の年度及び通数 ()年度・()通

福岡市()区 長 様
令和 年 月 日

(委任者)
住所

本人署名

(委任者が法人の場合は押印)

- * (代理人)…窓口に来られる方
- (委任者)…証明が必要な方

税務証明交付申請書の記載内容

以下の必要事項を記載して請求してください。

- (1)必要とする証明書種類・年度・通数・使用目的
- (2)現住所
- (3)市外に転出された方は、福岡市にお住まいの時の住所
- (4)証明書が必要な方の氏名(フリガナ)
- (5)生年月日
- (6)昼間に連絡がとれる電話番号(連絡先)

4 市税の便利な納付方法のご案内

1 市税の納付には「口座振替」が便利です

口座振替とは、市税を納期ごとに指定した預貯金口座から自動的に振り替えて納税する制度です。

- メリット**
- ① **便利**…金融機関に出かける必要がありません!
 - ② **安心**…納付忘れを防げます!
 - ③ **安全**…現金を持ち歩く必要がありません!

利用できる税目

- 個人市県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 固定資産税(償却資産)
- 軽自動車税

福岡市 口座振替納付依頼書

福岡市 市税インターネット口座振替



インターネット
口座振替専用
サイトへの
アクセスは
こちらから

申込手続き(新規・変更)

- ▶**郵便** 「口座振替依頼書」に必要事項を記入、金融機関登録印を押印のうえポストに投函してください。口座振替依頼書は納税通知書に同封されており(軽自動車税を除く)、また福岡市ホームページからもダウンロードできます。
- ▶**インターネット** ご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレット端末からインターネットを利用して手続きができます。

申し込み方法など詳細については福岡市ホームページをご覧ください。納税管理課(下記参照)へお問い合わせください。



2 「いつでも」「どこでも」市税の納付ができます



利用方法等の詳細はこちらからご確認ください。

福岡市税 納付方法



5 令和2年度中学生の「税についての作文」受賞者紹介

福岡市長賞

「一家を救った税金」
福岡市立和白中学校3年
西重 優 さん

「税金が果たす国際的な役割」

福岡市立博多中学校3年
福中 結那 さん

福岡市議会議長賞

「医療費について考える」
福岡市立香岐中学校3年
桑原 土道 さん

福岡市教育委員会賞

「支え合い」
福岡市立香岐中学校3年
光安 美祐子 さん

「税は文明の対価である」
福岡市立和白中学校3年
川上 菜桜 さん

6 市税に関するお問い合わせ先

各区役所の窓口	課(係)の名称、主な業務	区名	電話番号	FAX番号	課(係)の名称、主な業務	区名	電話番号	FAX番号
	課税課 (管理係) ・市税に関する証明の発行・交付 ・軽自動車税(種別割)の課税 ・申告などの手続き(原付バイク等の車両登録や廃車の手続き)	東区	博多区	645-1021	632-4970	課税課 (固定資産税土地係・家屋係) ・固定資産税(土地・家屋)・都市計画税の課税 ・字図(地番現況図)・路線価図・名寄帳の閲覧	東区	645-1031
中央区		718-1049	714-4231	博多区	419-1032		476-5188	
南区		559-5031	511-3652	中央区	718-1045		714-4231	
城南区		833-4024	841-2145	南区	559-5051		511-3652	
早良区		833-4318	841-2185	城南区	833-4036		841-2145	
西区		895-7013	883-8565	早良区	833-4326		841-2185	
課税課 (市民税係) ・個人の市県民税の申告、課税(普通徴収、公的年金からの特別徴収)	東区	博多区	645-1026	632-4970	納税課 ・個人市県民税や固定資産税、軽自動車税(種別割)の納税相談 ・上記税目の滞納に関すること	東区	645-1022	632-4970
	中央区	718-1038	714-4231	博多区		419-1023	476-5188	
	南区	559-5041	511-3652	中央区		718-1028	714-4231	
	城南区	833-4032	841-2145	南区		559-5169	511-3652	
	早良区	833-4320	841-2185	城南区		833-4026	841-2145	
	西区	895-7017	883-8565	早良区		833-4317	841-2185	

市役所の窓口	課(係)の名称、主な業務	電話番号	FAX番号
	納税管理課	市税の口座振替手続き、過誤納金の還付、市税に関する証明の発行・交付	711-4490
特別滞納整理課	給与から特別徴収される個人市県民税や法人市民税等の納税相談 ・上記税目の滞納に関すること	711-4215	711-4219
法人税務課	給与から特別徴収される個人市県民税の課税	711-4211	733-5556
	法人市民税の課税	711-4194	
資産課税課	固定資産税(償却資産)の課税	711-4438	733-5902
	事業所税や市たばこ税、入湯税の課税	711-4195	
	宿泊税の課税	711-4541	
納税企画課	市税の収納・税務証明・滞納整理等にかかる企画、クレジット納付全般	711-4206	
課税企画課	市税の課税にかかる企画	711-4207	733-5598
税制課	市税の制度、市税の予算・決算、税務広報、市税の不服申立審査	711-4202	

市税に関するさまざまな情報は福岡市ホームページからもご覧いただけます。



福岡市 市税



最後までお読みいただきましてありがとうございます。
わかりやすい広報紙づくりの参考とするため
ご感想やご意見をお寄せください。

発行・編集

福岡市財政局税制課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL: 711-4202 FAX: 733-5598
E-Mail: zeisei.FB@city.fukuoka.lg.jp